第２章

目指す姿と基本的な考え方

１　目指す姿（５年後の人権啓発の姿）

○　人権意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識が醸成されています。

成果指標	現状値	目標値
「広島県はお互いの人権を尊重し合うことができている」と感じる人の割合【広島県調べ】	37.1% ［Ｒ７］	42.0% ［R12］

○　多様性を認め尊重し合う意識が県民に醸成されることを目指し、類似の調査を実施している他県の５年間の上昇幅を参考に設定しています。

○　このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、人権課題ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。

○　この「関連指標」は、その課題に関連する県の計画がある場合は、それぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また、関連する県の計画がない場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。

○　「成果指標」と「関連指標」については、その動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。

※　性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「ジェンダーアイデンティティ」や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

２　基本的な考え方

（１）　人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査※（令和４年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は 85.6%と高い水準にあるものの、いまだ「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

※　出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）
全国 18 歳以上の日本国籍を有する人を対象に実施
〔参考〕平成 29 年度調査（うち 18 歳以上）:「知っている」と答えた人の割合 81.4%

（２）　権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発

お互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、すべての人が、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮して行動することが求められます。

そのため、全ての人が権利の享有主体であるということへの理解を深めることが重要であり、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害されそうになった場合などに、自分の権利を守る方法があること」などについて、正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、態度や行動等において、確実に根付いていくことを目的とした啓発に取り組みます。